

栃木県スキー連盟運営規則

(趣旨等)

第1条 栃木県スキー連盟(以下「本連盟」という)の運営に関することは、本連盟規約に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

- 2 本連盟規約中のスキーとは、スノーボード、フリースタイルなどのスノースポーツを総称するものとする。ただし、競技又は種目を呼称する場合は当該名称とする。

第1章 所属団体及び会員

(所属団体及び会員)

第2条 所属団体は、本連盟規約第5条に規定する団体をいう

- 2 本連盟会員は、全日本スキー連盟会員登録を完了した者をいう

第2章 役員及び評議員

(役員を選出)

第3条 本連盟規約第15条に規定する役員を選出方法は、本連盟規約第16条から第19条に規定するほかは、この規定による。ただし、選任については、役員候補者選出規定並びに役員選考会規定により選出し、評議員会に推挙してその承認を得て決定する。

- 2 前項の選出方法は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 会長候補者1名及び副会長候補者5名以内並びに監事候補者2名は、全県下の所属団体会員の中から最適者を推薦できるものとする。
 - (2) 理事については、所属団体各1名の基本数と別に定める改選年度の4月末日における会員登録者数の按分により推薦できる。
 - (3) 会長推薦理事は4名以内とする。
- 3 前項の規定に基づき、役員として選出された者は、次の各号の一に該当した場合には、理事及び評議員の各3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認めるとき。
 - (3) 第2条第2項で定める会員資格を喪失したとき。

(評議員の選出等)

第4条 本連盟規約第19条に規定する評議員は、所属団体ごとに、第2条第2項に定める会員の中から、別に定める評議員数に基づいて選任し、理事会へ推薦する。評議員の任期内変更は、その旨手続きを経て交代することができる。

- 2 前項の規定に基づき、評議員として選任された者は、次の各号の一に該当した場合には、評議員の資格を失う
 - (1) 第2条第2項で定める会員の資格を喪失したとき
 - (2) 所属する所属団体を移籍したとき

第3章 評議員会及び理事会

(会議議事録)

第5条 評議員会及び理事会は、議事録を作成し、署名人の署名をもって保存するものとする。

(専門部の構成と外郭団体役員の推挙)

第6条 本連盟規約第34条に基づき、事業の執行を円滑にするため、理事会内に専門部として総務本部、競技本部、教育本部及び本連盟規約第35条に定める委員会を置く。ただし、理事会は必要に応じて専門部及び委員会の設置または廃止することができる。

2 理事長、副理事長を除く全理事は、原則として前項に定める各本部のいずれかに所属するものとする。

3 全日本スキー連盟及び栃木県体育協会等関連団体への役員の選出は、別に定める派遣役員選出要領に基づき、理事会が推挙する。

(各本部及び委員会の業務分掌等)

第7条 前条に定める各本部及び委員会の業務分掌ならびに担当専門部については、別に定める本連盟業務運営要項及び各本部内規、委員会要項において定めるものとする。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の議決による。

(附則)

この規則は、平成11年11月13日から施行する。

平成12年11月11日一部改正

平成17年11月12日一部改正

平成19年11月11日一部改正

* 理事数算出方式

1)各所属団体1名枠を基本とする。

2)所属団体の会員登録者数を基準として按分する。

会員登録数 100名～500名 1名

501名～ 2名